

業務停止期間中の検査予約について(業務停止期間 令和2年3月9日(月)～3月18日(水)まで)

業務停止期間中に検査を実施するには、3月6日(金)までに引受が完了している必要があり、ご予約および検査申請書等のご提出が引受の条件となります。
その間は新たな検査の引受業務、および未引受物件の検査予約受付業務ができないため、業務停止期間直後の検査につきましてもお早めに書類をご準備いただきたく、以下の通り
お願い申し上げます。

令和2年3月9日(月)から3月25日(水)の期間中に検査をご希望の場合は、
ご予約および中間・完了検査申請書等のご提出を、令和2年3月6日(金)18:00までに
お願い致します。3月9日(月)以降に到着した申請書につきましては、誠に恐縮ですが、
一旦ご返却することとなりますのでご了承下さいませ。

なお、住宅性能評価、適合証明(フラット35)、瑕疵担保責任保険等の、建築確認
以外の業務につきましては、平常通り実施可能です。
ご迷惑、ご不便をおかけし誠に申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い致します。